



皆様、いつも組合員活動にご協力ありがとうございます。
マスク着用が個人の判断に委ねられる事になって約三か月が経ちました。まだマスクを外す人は少ないですが、直接顔を見て話す事が出来るようになるのも、3年振りとなります。顔を見て話す事で、その人の感情を読み取る事が出来、コミュニケーションも取りやすくなるでしょう。日本中が盛り上がった3月、WBCが行われましたが、侍JAPANはチーム力が高いとひょうばんでした。勿論、個々人の力量もさることながら、チーム力で悲願の優勝を果たす事が出来たのだと思います。組合にも同じ事が言えると思います。一人では出来ない事も、誰かのサポートで出来る仕事も増える。または、アドバイスして成長を促す。そういった事の積み重ねで組合全体の底力も上がると思います。

～今期から来期のテーマ 『継承～進展』になります～



事業協同組合を存続していくには、時代の流れに沿って新しい転回が必要になってきております。また、新しい転回には、次世代に継承していく事が大事です。またその継承には、協調性が伴います。事業協同組合に法人化してから、7年目を迎えており協調をもって継承して未来に進展していく時期に来ております。コミュニケーションを図りながら全社一丸となり、より良い方向に向かっていきましょう。

ご存知ですか!? 車検書が小さくなっちゃった?!

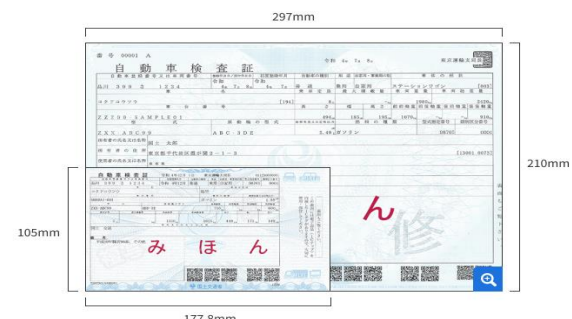
車検証が小さくなったこと知っていますか？

2023年1月4日より車検証が電子化され、コンパクトに！

(軽自動車は2024年1月～開始予定)

従来の車検証はA4サイズでしたが、電子車検証はA6サイズになりICタグが貼付されたものになりました。

記載情報も変更し、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報のみの記載となり、その他の情報はICタグに格納されています。





令和5年
10月から

当組合登録番号 T2120105008445

インボイス制度がスタート

会員28社19社の会員に回答いただきました
ご協力ありがとうございました！

堺リサイクル事業協同組合は、2016年1月に、任意の事業組合から事業協同組合に法人化（法人化）を行ってまいりました。

又、課税事業者であり、様々な取引形態の透明性を保つため、適格請求書発行事業者の登録を済ませております。

会員及び取引先各位への請求書（及び支払い明細書）には10月以降、当組合のインボイス登録番号が符号された適格請求書の発行する形になります。

よって、会員及び取引先各位には、消費税の仕入税額控除の適用が可能となります。何卒、ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

事業者のみなさま

消費税の
インボイス制度
令和5年10月スタート



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
（インボイス関連）



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業IT
リブレット



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター 0120-205-553（無料）
9:00～17:00（土日祝除く）

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。



リンククリックで詳しくーが見れます👉

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm